

「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」  
の取組状況等について(令和3年度)

滋 賀 県

(令和4年3月)

# はじめに

県では、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例(以下「条例」という。)を平成31年4月に一部施行、同年の令和元年10月に全面施行しました。

この報告書は、条例施行後の取組状況や、障害者差別に関する令和3年度の相談対応の状況等を取りまとめたものです。

条例の基本理念に定める「当事者間の建設的な対話による相互理解」により、差別を解消するためには、どのような行為が差別に当たるのか、合理的配慮としてどのような対応が必要なのか、県民の皆さんが共通した認識を持つことが必要です。そのために差別や合理的配慮の事例を記録し、分析・公表することは非常に重要であると考えます。

この報告書が、県民の皆さんに条例の取組状況を広く知っていただくとともに、共生社会の実現のために何をすればよいかを考え、行動していただくきっかけになればと思います。

# 1 相談対応について

## (1) 条例における相談対象

この条例では、県内で発生した次に掲げる相談を相談活動の対象としています。

### ① 障害を理由とする差別(不当な差別的取扱い)

条例では、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることを禁止しています。

行政機関	<b>禁 止</b>	
事業者		
個人		※障害者差別解消法では対象外

#### 【差別に該当する可能性のある事例】

- ・アパートを借りるときに障害があることを伝えると、それを理由に貸してくれなかった。
- ・盲導犬と一緒に飲食店に入ろうとしたら、入店を断られた。
- ・障害がある人は保護者や介助者が一緒でないと窓口対応しないといわれた。
- ・本人を無視して保護者や介助者だけに話しかけた。

### ② 合理的配慮の提供に関すること

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合において、負担が重くない範囲で配慮を行うことです。

行政機関	<b>義 務</b>	
事業者		※障害者差別解消法では、現在「努力義務」
個人		※障害者差別解消法では対象外

#### 【合理的配慮の例】

- ・窓口で聴覚障害のある人からの申出に応じて、手話や筆談やタブレット端末で対応した。
  - ・レストランなどで視覚障害のある人からの申出に応じてメニュー内容を店員が読み上げた。
  - ・申出に応じて資料にフリガナをつけたり、わかりやすい表現で説明した。
- ※申出がなくとも事前的な対応を心掛けることも重要です。
- ・「人の多い待合室は周囲が気になって落ち着かず、順番を待つのが難しい」との申し出に応じて、別のスペースを確保した。

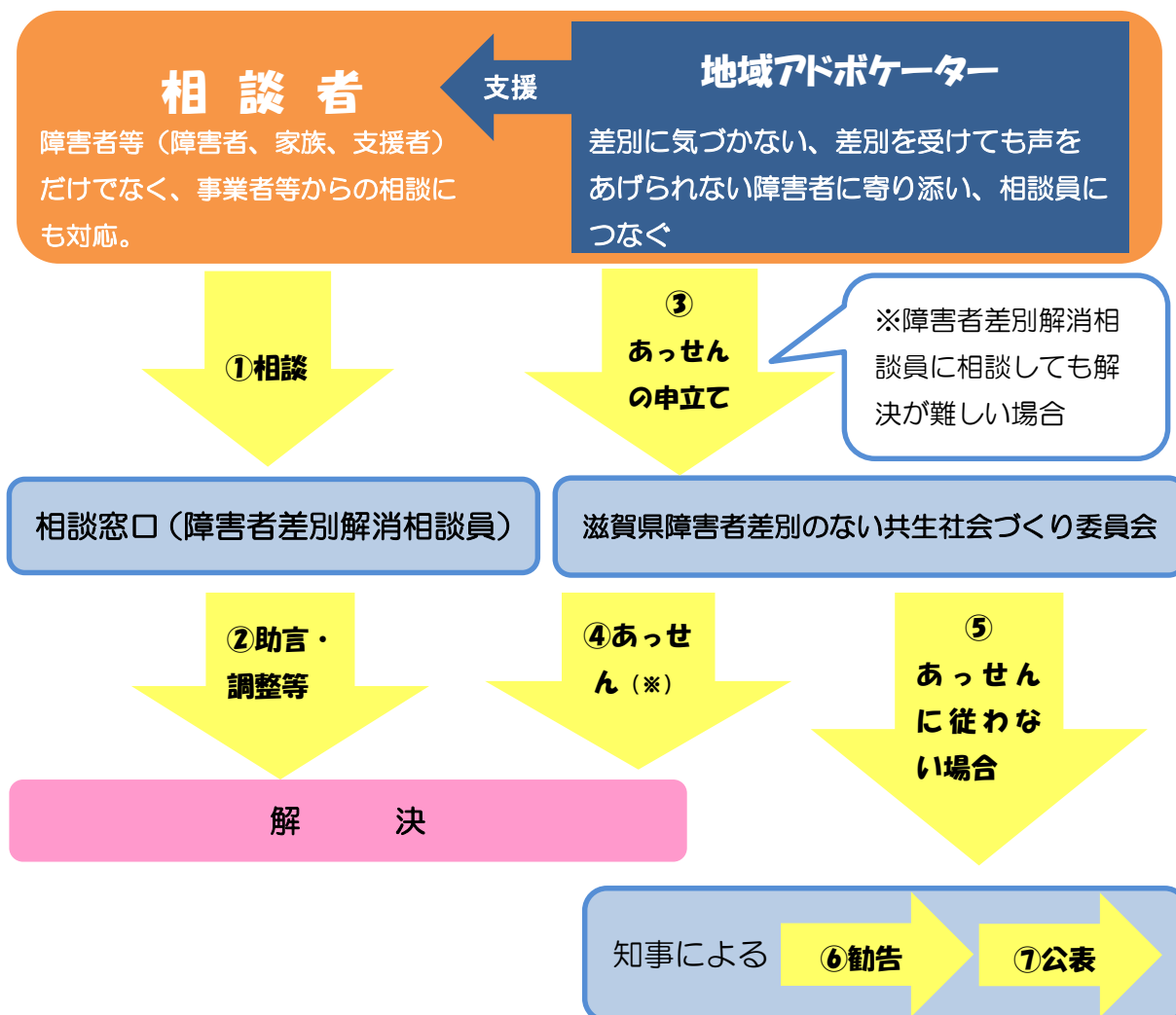
※令和 3 年に障害者差別解消法が改正され、事業者による合理的配慮の提供が、法律上も「義務」となりました。(施行日は、令和 6 年 4 月 1 日の予定)

### ③ その他

- ・不適切な行為に関すること
- ・不快・不満に関すること
- ・環境の整備に関すること
- ・意見・要望等
- ・問合せ
- ・その他

## (2)相談体制と助言・あっせんの仕組み

### 相談・解決の仕組み



※あっせん

相談者と事業者等の間に第三者(滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会)が入って、双方の主張を確かめ、事案が解決されるように努める話合いの手続きのことです。

### (3)障害者差別解消相談員

条例に基づき、差別を受けたり、合理的な配慮がなされなかったなどの相談に応じ、必要な助言や調査、調整などを行うため、差別解消に関する専門性をもって中立の立場で相談に応じる障害者差別解消相談員を滋賀県健康医療福祉部障害福祉課共生推進係に2名配置しています。

障害者差別解消相談員は、障害福祉課共生推進係に設置した専用の電話やメールで相談を受け付け、事案の解決に努めています。

### (4)地域アドボケーター(地域相談支援員)

地域アドボケーター(条例上の名称は「地域相談支援員」)は、自身で相談することが難しい障害者に寄り添い、相談内容を代弁することなどにより、障害者の権利を擁護し、障害者差別解消相談員につなぐ役割を担っていただける方26名に就任いただき、障害者差別解消相談員と連携しながら、事案の解決を図

っています。

令和3年9月1日から2年間、2期目の体制となっています。

<地域アドボケーターの地域別人数> (令和4年3月31日時点)

圏 域 名	市 町	合 計
大津圏域	大津市	6人
湖南圏域	草津市 守山市 栗東市 野洲市	4人
甲賀圏域	甲賀市 湖南市	4人
東近江圏域	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町	2人
湖東圏域	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	4人
湖北圏域	長浜市 米原市	4人
湖西圏域	高島市	2人
合 計		26人

## 2 相談実績

(1)令和3年度(R3.4.1~R4.3.31)相談概要について

障害者差別解消相談員に寄せられた新規相談件数は、合計85件でした。

	新規受付	前年度から 継続	次年度へ継続	終結
令和3年度	85	4	3	86
令和2年度	88	4	4	88

## 令和3年度 月別・相談件数および対応回数

■新規事案件数 計 85 件【令和2年度実績 新規事案件数 88件】

(別途、令和2年度からの継続件数 4 件あり)

■男性 40 件、女性 31 件、不明 14 件

■相談対応回数 計 270 回

### 令和3年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規事案件数		2	11	3	5	7	9	9	10	6	7	7	9	85件
相談対応状況	対応回数	9	37	20	25	23	18	34	37	14	11	13	29	270回

(※)「対応件数」は、前月以前より引き続き相談対応をした件数を含む(相談1件あたりの対応回数の内訳)

※平均 3.02 回/件

回数	1～5回	6～10回	11～15回	16～20回	21～25回	26～30回	31回以上
件数	75	5	2	1	1	0	1

### ア 相談内容の種類

○種類の定義

種類	定義
①差別(不当な差別的取扱い)	障害を理由とする差別に該当するもの、または該当するおそれのあるもの(障害者差別解消法での「不当な差別的取扱い」に相当)
②合理的配慮の不提供	合理的配慮の不提供に該当するもの、または該当するおそれのあるもの
その他	
③不適切な行為	障害者差別解消法で言う①差別や②合理的配慮の不提供には該当しない(おそれも含む)が、差別的・不適切な行為があったと思われるもの
④不快・不満	差別的・不適切な行為があったことを確認できないが、相談者が差別的と捉え、不快・不満があったもの(ただし、年金や給付金等他制度への不満・苦情を要因とするものは除く)
⑤環境の整備	施設の構造の改善および設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に関するもの
⑥意見・要望等	年金や給付金等他制度への不満・苦情を要因とするものや、差別以外の相談、意見、要望に類するもの
⑦問合せ	法や条例、制度等の内容に関する問合せ
⑧その他	上記に分類できないもの

○令和3年度 類型別相談件数 ※分野は条例第2条に規定する分野(22頁参照)

類型 分野	① 差別	② 合理的 配慮の 不提供	その他						合 計
			③不適切 な行為	④不快・ 不満	⑤環境の 整備	⑥意見・ 要望等	⑦問合せ	⑧その他	
ア 教育	0	1	0	0	0	0	3	0	4
イ 労働	1	0	1	3	0	2	5	0	12
ウ 商品	1	1	0	4	0	2	1	0	9
エ 福祉	0	0	0	3	0	1	2	0	6
オ 障害福祉	0	0	0	6	1	8	5	1	21
カ 医療	0	0	2	0	0	5	2	0	9
キ 建物	0	0	0	1	0	2	1	0	4
ク 不動産	1	0	0	1	0	0	0	1	3
ケ 地域	0	0	0	2	1	0	0	0	3
コ 情報	0	0	0	0	0	0	1	0	1
サ 意思	0	1	0	0	0	0	0	0	1
シ その他	1	0	0	2	0	3	6	0	12
合 計	4	3	3	22	2	23	26	2	85
78									

ウ 相談者等の障害種別

障害種別	令和3年度件数	令和2年度件数
肢体不自由	25	15
視覚障害	2	13
聴覚障害	4	9
内部障害	0	0
知的障害	17	12
精神障害	29	33
発達障害	9	15
難病	0	2
その他・不明	8	9
合 計	94件	108件

※複数の障害種別に該当する場合がありますため、合計は相談件数と一致していません。

※相談内容により、使用者虐待として労働局に通報したものがあります。

## エ 相談者の属性

相談者	令和3年度件数	令和2年度件数
本人・当事者団体	46	35
家族	25	12
地域アドボケーター	2	17
支援者	4	2
関係者	5	7
事業者	7	5
市町行政	5	15
その他	0	0
合 計	94 件	93 件

※複数の属性に該当する場合があるため、合計は相談件数と一致していません。

※相談内容により、使用者虐待として労働局に通報したものがあります。

## (2)相談件数等のクロス表

### ア 令和3年度 障害種別と相談者

	本人等	家族	アドボケーター	支援者	事業者	市町行政	関係者	総計
肢体不自由	11	3	2	1	3	4	1	25
視覚障害	1	1	0	0	0	0	0	2
聴覚障害	1	0	0	2	0	1	0	4
内部障害	0	0	0	0	0	0	0	0
知的障害	5	9	0	0	1	1	1	17
精神障害	20	6	0	0	1	0	2	29
発達障害	4	3	0	1	0	1	0	9
難病等	0	0	0	0	0	0	0	0
不明・その他	4	3	0	0	0	0	1	8
合 計	46	25	2	4	5	7	5	94

### イ 令和3年度 相談分野と障害種別

	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	内部障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	不明その他	総計
ア 教育	1	0	0	0	0	1	1	0	1	4
イ 労働	4	0	1	0	1	3	1	0	2	12
ウ 商品	4	1	1	0	1	0	0	0	2	9
エ 福祉	2	0	0	0	0	5	0	0	0	7
オ 障害福祉	5	0	0	0	8	8	5	0	0	26
カ 医療	1	0	0	0	3	5	0	0	1	10
キ 建物	2	0	0	0	1	0	0	0	1	4
ク 不動産	1	1	0	0	0	1	0	0	0	3
ケ 地域	1	0	0	0	0	2	0	0	0	3
コ 情報	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
サ 意思	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
シ その他	4	0	0	0	3	4	2	0	1	14
合 計	25	2	4	0	17	29	9	0	8	94



### (3)相談事例

ここでは、令和3年度に障害者差別解消相談員に寄せられた相談に対応した事例等について紹介します。  
なお、事例の詳細については、個人情報取扱事務の適正な執行を図る観点から、実際の事案を踏まえつつ、内容を一部変更するなどしています。

#### 【事例1】介助犬の入店拒否について(商品・サービス分野)

##### 【相談の内容】

県内観光地で、聴覚障害者が聴導犬を同伴して昼食をとろうとしたところ複数店舗から入店拒否を受けた。聴導犬の説明をしたが、理解してもらえなかった。

##### 【対応概要】

障害福祉課から業界団体への周知依頼を行った。

##### 【分類】不当な差別的取扱い(身体障害者補助犬法に抵触)

身体障害者補助犬(以下「補助犬」という。)を同伴した障害者の入店等については、身体障害者補助犬法(以下「補助犬法」という。)において「拒んではならない」と規定されており、県としても、食品営業許可の更新のため保健所を訪れる飲食関係事業者に啓発を行うなど入店拒否の解消に向けて様々な取組を行っています。

補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)は、目や耳、手足に障害のある方をサポートする大切なパートナーであり、補助犬法に基づき必要な訓練を受け、社会のマナーを守ることができるほか、ユーザーは、補助犬の衛生・行動管理をしっかりとっており、飲食店への同伴も、食品衛生法上問題ありません。

今後も引き続き、入店拒否事案の再発防止のため、関係団体等に対し、補助犬法の趣旨の周知啓発等の取組を行っていきます。

#### 【事例2】マスク未着用による宿泊拒否について(商品の販売・サービス分野)

##### 【相談の内容】

皮膚疾患のためにマスクができないことを理由にホテルで宿泊拒否された。

##### 【対応概要】

ホテル事業者に事実の確認を行ったところ、当該ホテルではマスク未着用による宿泊拒否は行っていないが、当日は当事者の希望する部屋タイプが満室であったため宿泊してもらおうことができなかったとの回答があった。今後は、誤解を生じないための丁寧な説明を求めた。

##### 【分類】その他

コロナ禍でも、障害や特性がありマスクを着用できない方がおられることを理解いただくため、マスクがつけられないことを意思表示するためのバッジやカードを作成し、各市町障害福祉担当課などを通じて、希望される方に配布しています。



### 【事例3】

#### 過剰な配慮の提供(サービス分野)

#### 【相談の内容】

車いす利用者が、講習を受けに行った際、パイプ椅子を移動してもらい他の受講生と一緒に講習を受けたかったのに、別室に案内されてしまい疎外感を感じた。

#### 【対応概要】

講習の主催者は、好意により配慮を行ったものの、当事者の意向に反した過剰な配慮となってしまった。

合理的配慮は、その人の申し出に応じて、またそれぞれの障害の特性に応じて検討すべきものであり、その場に応じた個別具体的な対応が求められることを説明した。

#### 【分類】合理的配慮

合理的配慮を提供する際のポイントとしては、配慮を求める側の「申出に応じて」、双方の「建設的対話」によって、「配慮する側の負担が重すぎない範囲」で「一人一人の障害特性や場面・状況に応じて」行われる必要があります。

また、「求められた配慮ができないから断る」ということではなく、他の方法をその場で双方が検討することも重要です。

※「重すぎる負担」の判断は、具体的場面や状況に応じて、対応による事業への影響、必要となる費用、技術的・人的制約などを考慮して総合的、客観的に判断することが必要です。

### 【事例4】

#### 勤務先の上司からの暴言(使用者虐待に該当した事例)

#### 【相談の内容】

知り合いの方の息子さんが、障害者雇用で勤務している企業の上司からひどい暴言を受けていると聞いた。

#### 【対応概要】

職員の言動は、侮辱する言葉や態度、脅し、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与える使用者による「心理的虐待」に該当する可能性が高いため労働局に通報しました。労働局の調査の結果、使用者虐待として改善を求められました。

使用者による差別案件として相談されるものの中には、障害者虐待に該当する案件もあるため、詳細に説明を受け迅速に情報を整理します。労働条件に関する苦情や虚偽による通報等もありますが、使用者による虐待の通報に該当する場合は、速やかに労働局雇用環境・均等室に報告するとともに、障害者の居住地(支給決定)の市町に情報提供し、連携して対応しています。

明らかに使用者による障害者虐待でなく、労働相談に該当する場合は、内容に応じて労働基準監督署、公共職業安定所、労働局雇用環境・均等室等適切な相談窓口につなぎます。

### 【事例5】

利用しているサービス事業所を替わりたい(不快・不満)

#### 【相談の内容】

現在通っている就労継続支援 B 型事業所をかわりたいと市の担当者に何度も相談しているのに、全く対応してくれない。

#### 【対応概要】

市に事実確認を行ったところ、相談者は、就労の継続が難しくすでにいくつかの事業所で経験されており、市担当職員等が定着の目標期間を決めて支援を続けている段階であった。

相談者に市担当者・支援者の方針を伝え、引き続き、定着を目指す方向で話し合いを続けていくこととなった。

相談窓口には、障害のある方から様々な相談が寄せられ、相談員が傾聴することで終結するものから、関係先との調整を要するもの、実際は適切な支援がされているが相談者は差別とされている場合等、対応は多岐にわたります。

相談者の思いを受け止めながら、調整可能な範囲を丁寧に説明し、中立の立場で対応を行っています。

### (4)相談活動のまとめ

令和3年度は、条例施行3年目となり、相談対応については、より実践的な対応を行うよう努めました。相談の趣旨を傾聴するだけでなく、一歩進んで、相談内容の事実確認や調査を実施、調整すべき相手との協議の場面などを設定しました。

#### ア 相談体制・対応

相談窓口には、様々な障害特性や背景を持つ方から、幅広い分野や場面にかかわる相談が寄せられています。相談者の思いを受け止め、それぞれの相談の内容に応じた調整活動や適切な情報提供・助言を、状況に応じて丁寧に行うことを基本姿勢として相談対応にあたっています。

#### イ 相談対応能力の向上に向けた取組

障害者差別解消相談員には、様々な相談に適切に対応するため高い専門性が求められており、研修や日々の相談活動の検証を定期的に行い、相談対応能力を向上していくこととしています。

その一つとして、近隣府県で条例を整備している府県の相談員や担当者による合同研修会・意見交換会、厚生労働省の障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修等に参加しています。

#### ウ 事業者への具体的提案等

事業者との調整活動の中では、単に条例や障害者差別解消法の趣旨を周知するだけでなく、事業者に対して相談者が直面しているバリアを取り除くための具体的な提案を行うことや、障害のある人がより社会参加しやすくなるような環境整備を、事業者にはたらきかけたりすることが重要となります。こうした観点からも、蓄積された相談事例をしっかりと分析し、具体的な対応の提案や、好事例を広めていくように努めていきます。

## エ 県内関係機関等との調整

条例の相談窓口には、様々な分野・場面の相談が寄せられており、必要に応じて市町や県内の関係機関等と連携して対応する必要があります。相談者の中には、つらい気持ちを抱えながらも勇気を出して当窓口に来られる方もいます。相談者の気持ちに寄り添いながら、抱えている問題の所在を明確にし、関係機関と情報共有・連携して問題の解決のための調整を行い、適切な窓口丁寧に引き継ぎを行うこととしています。使用者虐待に該当する場合は、すみやかに労働局に通報しています。

## オ 近隣府県との連携

条例では、県内で起こった事案を相談対象としていますが、県外で起こった事案についても相談がありました。基本的には、相談者の了解を得て該当府県の相談窓口へ情報提供し、対応を依頼することとしています。府県ごとに相談体制が異なる場合もあります。近隣府県との意見交換会等を通じて、一層の連携強化を図るよう努めていきます。

# 3 その他の活動状況

---

## (1) 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会の開催

### ○委員会の役割

条例第15条に基づき、関係団体等との情報共有や共生社会の実現に向けた取組を県全体で推進するために開催。障害者差別解消法第17条に規定する「障害者差別解消支援地域協議会」としての機能も兼ねています。

### ○令和3年度開催結果

令和3年12月

- ・令和2年度取組状況等(報告書)について
- ・「障害のある人もない人も誰もが暮らしやすい共生社会づくり」についてのアンケート結果について
- ・補助犬の入店拒否事例や条例や障害の社会モデルについての効果的な周知方法等について

## (2) 地域アドボケーター、市町担当者情報交換会の開催

障害者差別の多くは地域や日常生活において生じるものであり、障害者差別解消相談員と地域アドボケーターだけで解消を図ることは困難であり、市町や関係機関とも情報を共有し、共に解決していくことが肝要です。そこで、福祉圏域ごとの情報交換会を行い、今後の連携のあり方、相談員の資質向上などについて考える機会とすることを目的に開催しました。

### ○令和3年度開催結果等

12月に全7圏域で開催しました。

※各圏域での参加者は、①各市町の障害者差別解消業務担当者、②各圏域の地域アドボケーター、③各圏域健康福祉事務所の担当者、④県障害福祉課担当者および障害者差別解消相談員でした。

## 【主な意見】

### ■地域アドボケーターの役割認識

- ・アドボケーターとして問題提起できる方法、制度を知らせる方法、啓発について考えていかなければならない。個人情報の問題もあるが、基本はアウトリーチ型の相談体制。障害者の立場に立ち、権利侵害であると感じた場合は、積極的に介入する窓口だと考えている。
- ・当事者が引きずらないようにしてあげるのが仕事だと思っている。当事者にとって選択肢がたくさんあり、自分で選んで話せる人や場所が見つかるとうい。
- ・地域アドボケーターの役割における疑問点（複数意見）
- ・相談窓口の役割として、支援センター、障害者相談員、ピアカウンセリング、地域アドボケーター、何が違うのか。この地域の地域アドボケーターの意義を疑問に感じる部分もある。
- ・他の身体障害者相談員とはどう違うのか。窓口を広げる必要があるか。
- ・地域アドボケーターの周知不足・PR不足（複数意見）

### ■地域アドボケーターの活動方法

#### （啓発について）

- ・民生委員を通しての啓発活動や PR ができるとよい。地域の民生委員児童委員や人権関係の団体、保護者の会等との連携を強めることも課題。地域で行われている会議等にもっと参加できるとよい。（複数意見）
- ・湖南圏域の地域アドボケーターは全員変わられたが、周知という意味では、適度にメンバーチェンジした方がいいのかもしれない。
- ・障害者週間などのイベントでは、写真や画像、動画での啓発が必要だと感じている。
- ・障害者差別解消法だけに基くものだけではなく、自分事として考えてもらえるような研修に時間を割くべき。県主催の学習会もいいが、地域アドボケーターと行政が一緒になって簡単な研修会をやっていったらどうか。

#### （相談対応について）

- ・地域の相談支援センターもあるため、そこで地域アドボケーターとしての相談日を設けてみてはどうかと考えている。
- ・圏内に新しくできた相談支援事業所と関わり、差別事案等を掘り起こしていきたい。

### ■相談活動での気付き

- ・耳の聞こえない人は口形を読み取るが、「マスクがあると分からない」と言っても理解してもらえないことがある。「耳が聞こえません」ワッペンも作製してほしい。
- ・家からあまり出ない視覚障害者は「相談できる場所がわからない」という話も聞いた。しんどさを抱えている方々が相談に来られる場所が必要。
- ・精神障害の場合、何が障害者差別かということがはっきり言えない部分がある。本人が感じたことから掘り起こすことが大事だと思っている。
- ・障害者本人ではなく、健常者への障害者理解が必要と感じた。
- ・視覚障害者の方はコロナの感染対策で人と人との距離や触れるもの等、制限されてしまいかなりの不便を感じておられる。
- ・民生委員などは通常活動の中で情報がつかみやすい。（複数意見）

### (3)普及・啓発活動

この条例は障害者差別を解消し、共生社会の実現を目指すものであるため、県民・事業者の方々に広く周知を図り、条例の内容や障害に関する理解を深めていただくことが重要と考えています。

このため、条例や障害者差別解消法についての研修や説明会の実施、条例の内容を分かりやすく解説したパンフレットの配付、各種媒体を用いた広報、各種イベント等における重点的な広報活動、周知、条例のガイドライン等により周知・啓発を図っています。

#### ア 条例フォーラム等の実施

条例や障害者差別解消法について、県民、企業、市町、関係団体等を対象としたフォーラムを開催し、条例や法の趣旨の周知・啓発を図っています。

令和3年度は、令和4年1月25日に実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大により、配信により実施しました。

##### 配信内容

- 1.「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例と取組状況」(滋賀県障害福祉課)
- 2.「障害者差別解消法の改正と合理的配慮の浸透について～共生社会をめざして～」

講師（特非）日本相談支援専門員協会 顧問 玉木 幸則 氏

NHK Eテレで放送中の「バリバラ みんなのためのバリアフリー・バラエティ」に出演されている玉木幸則氏を講師にお招きし、令和3年5月に一部改正された障害者差別解消法や合理的配慮について、お話しいただきました。

#### イ 出前講座(研修・説明会実績)

条例の内容や障害理解を深めるため、企業・学校・自治会などの研修会等に相手方のリクエストに応じて、専門家や障害当事者を講師として派遣するなど、計44回の出前講座を行いました。

県職員に対しても、条例や障害理解について、実際の相談事例も交え、繰り返し啓発を実施しています。

コロナ禍で、研修の機会は減少しましたが、オンラインを利用するなどして実施しています。

#### ウ 合理的配慮の助成事業

障害を理由とする差別の解消を推進するため、事業者や地域の団体が障害のある人に必要な合理的配慮を提供するために要する費用の一部を助成しました。

種 別	内 容	令和3年度実績	
コミュニケーションツールの作成	点字メニュー、チラシの音訳、コミュニケーションボードなど(上限額3万円)	0件	
物品の購入	筆談ボード、折りたたみ式スロープ、高さ可動式テーブルなど(上限額5万円)	2件	筆談ボード 可動式テーブル
工事の施工	簡易スロープや手すり、多機能トイレなどの工事の施工にかかる費用 (上限額 10 万円)	4 件	店舗入口のフラット化、自動扉、階段手すり、落下防止柵、多機能トイレの設置
合 計		6件	

## エ テレビ CM の作成・放映

幅広い層へ滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例と合理的配慮周知するための 30 秒 CM を作成し、放映しました。



## オ 小学生向け障害理解のための教育資材の作成

授業で利用しやすいようパワーポイントの教育資材を作成し、年度当初に各市町教育委員会を通じ、小学校に送付しました。



## 4 課題に対する今後の取組

---

### (1) 事業者・県民への普及・啓発等について

#### ア 相談体制等について

条例に基づき相談体制が整備され、3年目に入り、地域アドボケーターや障害者差別解消相談員が受け付けた新規相談件数は計85件でした。

地域アドボケーター、市町担当者情報交換会での意見でもあったように、今年度は、アドボケーターを通じて寄せられた相談は2件にとどまるなど障害当事者やその周辺の方々からの相談は件数としてはまだまだ少ない状況です。

特に、令和2、3年度は、コロナ禍における感染拡大防止の観点から、極力人との接触を避けることなど、相談の環境も大きく変化しました。障害者差別解消相談員への相談は、電話によるものが多くを占めていますが、そのほかのリモートなどにも対応していく必要があります。

引き続き、相談窓口の周知を行うとともに、相談を拾い上げていくアウトリーチの方法について考えていきたいと思えます。

#### イ 事業者・県民へのはたらきかけ

相談を受け、差別をしたとされる側に不適切な対応があったと認められる場合には、原則としてその当事者や事業者に対し、速やかに事実確認を行うこととしています。

令和3年度は、民間事業者の中でも、障害のある方が日常的に利用される場所での不適切な対応に係る相談も比較的多く寄せられています。

これは、障害のある方の差別や合理的配慮にかかる意識が向上したことも一因ですが、条例で合理的配慮の提供が義務づけられている民間事業者への啓発の必要性が浮き彫りになったものであり、改めて、出前講座等を通じた民間事業者を含む幅広い層への周知啓発に力を入れていきたいと考えています。

### (2) 関係機関等とのネットワーク構築・連携強化について

#### ア 地域アドボケーターの機能強化

地域アドボケーターは、滋賀県独自の取組であり、条例の実効性を担保する核となる存在です。令和3年度は、2年度に引き続き、コロナ禍の影響で活動が制限され、活動のしにくさがありました。

また、地域アドボケーターを通じた相談は2件にとどまるなど、障害当事者への周知が不足しているという課題があります。このことを踏まえ、当事者等がより適切な方に相談できるよう、地域アドボケーターのプライバシー保護にも配慮しながらそれぞれの得意・専門分野やこれまでの経験等をホームページに掲載しました。また、障害者手帳交付時にお知らせをしたり、啓発用のティッシュにQRコードを入れて相談しやすくするなどしています。

引き続き、地域アドボケーターの周知に努め、地域アドボケーター同士の定期的な情報交換会や差別事例の検討など、課題の共有をしながらスキルの向上に努め障害者差別の解消につなげていきます。

#### イ 市町、関係機関等との連携強化

障害者差別解消法に基づき、県内の各市町においても相談窓口が設置されており、主に既存の機関(ほとんどは障害福祉担当課)で対応がなされているところです。

障害者差別や合理的配慮の不提供が、障害のある方の身近な生活圏域で発生していることを考え



ると、県の相談窓口と市町との連携は必要不可欠であると考えています。

県に様々な寄せられる相談事例を、広く公開し、市町や関係機関と共有することで、県全体への波及効果や改善の道しるべとなることから、様々な機会を通じて連携を深めていきたいと考えています。

### (3)最後に

平成28年4月に施行された障害者差別解消法は、障害者への差別を解消していくための努力を、社会全体で積み重ねていくことを理念として掲げ、行政機関や民間事業者に対し、障害のある方への「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」を求めました。

本県では令和元年10月に条例を全面施行し、法を上回る義務付けを行っています。

令和3年6月には改正障害者差別解消法が公布され、令和6年4月から施行されることになっていますが、このことにより、法律では「努力義務」とされてきた民間事業者の合理的配慮の提供が本県条例と同じく義務となります。

本県では、条例に基づき相談体制の整備や普及・啓発を行ってきたものの、令和3年度の人権に関する県民意識調査において、条例を知っていると答えた方は9.1%(名前は聞いたことがあるが、内容までは知らない:33.5%)にとどまっており、条例の理念や相談窓口について、障害のある方はもとより県民の皆さんへの更なる周知を図る必要があります。

障害のある人もない人も互いに多様な価値を認め合う共生社会を目指すためには、県民一人ひとりが、条例に定義している「障害の社会モデル」の考え方を理解し、自分事として捉えることが重要であると考えます。

今後も市町や関係機関、事業者等との連携を深めながら、工夫した取組を行っていきます。

## 参考資料 条例第2条の定義における差別の分野別規定

類 型	定 義
ア 教育	<p>教育を行う場合において、次に掲げる取扱いをすること。</p> <p>(ア)その年齢および特性を踏まえた教育を受けることができるようにするための適切な指導および支援を行わないこと。</p> <p>(イ)障害者およびその保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。)への意見聴取および必要な説明を行わず、またはこれらの者の意見を十分に尊重せずに、当該障害者を就学させるべき学校(同法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。))および特別支援学校(小学部および中学部に限る。)をいう。)を決定すること。</p>
イ 労働・雇用	<p>労働者を募集し、または採用する場合等において、次に掲げる取扱いをすること。</p> <p>(ア)障害者の応募または採用を拒み、もしくは制限し、またはこれらに条件を付すこと。</p> <p>(イ)賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について不利益な取扱いをすることまたは解雇すること。</p>
ウ 商品の販売またはサービスの提供分野	<p>商品またはサービスを提供する場合において、これらの提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p>
エ 福祉分野	<p>社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービスを提供する場合において、当該福祉サービスの提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p>
オ 障害福祉分野	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、意に反して同項に規定する施設もしくは同条第11項に規定する障害者支援施設に入所させようとし、または同条第17項に規定する共同生活援助を行う住居に入居させようとする事。</p>
カ 医療分野	<p>医療を提供する場合において、次に掲げる取扱いをすること。</p> <p>(ア)医療の提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p> <p>(イ)意に反して、長期間の入院による医療を受けることを強制し、または隔離すること。</p>
キ 建物・公共交通分野	<p>不特定かつ多数の者が利用する建物その他の施設または公共交通機関において、これらの利用を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p>
ク 不動産取引分野	<p>不動産の取引を行う場合において、不動産の売却もしくは賃貸、賃借権の譲渡もしくは賃借物の転貸を拒み、もしくは制限し、またはこれらに条件を付すこと。</p>
ケ 地域活動分野	<p>県民が地域における活動を行う場合において、当該活動に参加することを拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p>
コ 情報の提供分野	<p>情報の提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p>
サ 意思表示の受領分野	<p>意思の表明を受けることを拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p>
シ その他	<p>アからサまでに掲げるもののほか、不利益な取扱いをすること。</p>

## 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員名簿

(任期：令和3年11月1日～令和5年10月31日)

(50音順・敬称略) ※R4.3.31時点

構成機関等	役職	氏名
(特非)滋賀県精神障害者家族会連合会	理事	秋野 由美子
(公財)滋賀県身体障害者福祉協会	副会長	大西 孝雄
(特非)JDDnet滋賀	理事	川本 航平
滋賀県障害者自立支援協議会	彩社会福祉士事務所代表	坂本 彩
(公社)滋賀県手をつなぐ育成会	理事長	崎山 美智子
滋賀県商工会議所連合会	びわ湖花街道代表取締役	佐藤 祐子
(特非)滋賀県社会就労事業振興センター	理事長兼センター長	城 貴志
滋賀県精神保健福祉士会	理事	杉山 更紗
滋賀県中小企業家同友会	理事・ユニバーサル委員長	田井 勝実
滋賀弁護士会	弁護士	竹下 育男
(社福)滋賀県社会福祉協議会	福祉用具センター グループリーダー	谷 佳代
龍谷大学	准教授	樽井 康彦
滋賀県精神科診療所協会	副会長	檜林 理一郎
滋賀県特別支援教育研究会	副会長	野崎 典子
滋賀県医師会	理事	堀出 直樹
(社福)滋賀県聴覚障害者福祉協会	湖北みみの里所長	松本 正志
長浜米原障がい者自立支援協議会	権利擁護部会部会長	美濃部 裕道
(特非)滋賀県難病連絡協議会	理事	山根 寿美子
(社福)滋賀県視覚障害者福祉協会	副会長	山野 勝美
滋賀県市長会	野洲市健康福祉部長	吉田 和司

滋賀県地域相談支援員（地域アドボケーター）一覧

ホームページ掲載情報(R4.12時点)

圏域	所属または居住市町	氏名	これまでの経験や得意・専門分野について
大津地域	滋賀県大人の発達障害者の会 niwaniwa	佐藤 信吾	・発達障害の当事者です。2015年から当事者会を主催しています。 ・ひきこもりやLGBTQなど社会の中で生きづらさを感じている人の力にもなりたいです。
	大津市障害児者と支える人の会	石黒 賀津子	重度の知的障害（自閉症）のある息子がおり、大津市障害児父母の会、大津市障害児者と支える人の会で活動してきた。 また大津学童保育指導員、ステップ広場ガルで生活支援員として勤務し、障害児者やその親と関わってきた。 その後12年間、大津市議員をすることで多くの生活相談を受け、その中でも障害のある方の相談も多く受けてきた。
	ピアサポートWISH	福山 勝広	精神障がい
	高次脳機能障害友の会しが	森岡 治美	高次脳機能障害者の家族の会会員（高次脳機能障害友の会しが）としてピアサポートなど当事者や家族のサポートをしています。
	大津市ろうあ福祉協会	山口 健二	聴覚障害を持っている当事者です。差別事例、合理的配慮の事例などを皆さんと一緒に考えていき、住みやすい社会を作って参りたいと思います。
	障害者差別のないおおつをめぐす会	中川 佑希	脳性まひの当事者です。今までは身体障害の方の相談を中心に受けてきました。 一人暮らしをしたいが何から始めれば良いかわからない、や支援者との人間関係について、公共交通機関での拒否問題など、その他でもかまいません。お気軽にご連絡ください。
湖南地域	栗東市手をつなぐ育成会	高畑 きぬ江	-
	野洲市	角谷 美喜子	野洲市手をつなぐ育成会会員 知的障害の娘がいます。
	守山市精神障がい者と家族の会（さざなみの会）	大幡 道弘	守山市精神障害者と家族の会さざなみの会（会員43名）2008～2010年副会長、2011年～会長。精神障害者と家族の居場所（サロン）2009年6月開所～2014年。みんなの居場所（守山市市民交流センターにて）2014年～。その後、守山市委託事業として運営。
	草津市立障害者福祉センター	涌井 康貴	-
甲賀地域	甲賀・湖南成年後見センターばんじー	桐高 とよみ	-
	甲賀市	橋本 善信	-
	さわらび福祉会	金子 秀明	障害のある人々の相談支援業務 ひきこもりがちな方とその家族への相談支援
	湖南市障がい児者団体連絡協議会	上野 実	障がいのある当事者、保護者の各団体（湖南市内）と共に活動しています
東近江地域	近江八幡市	喜多川 みどり	行政機関の経験、特に戸籍関係にかかわってきました。
	東近江市身体障がい者厚生会	夏原 稔	・東近江市身体障がい者厚生会会長 ・東近江市身体障害者相談員 ・東近江市玉緒地区民生委員 ・東近江市地域公共交通会議委員
湖東地域	(特非) 障害者自立支援センター葦の舟	片岡 博	共生・共育をめざす滋賀連絡会代表や全国滋賀青い芝の会の役員を歴任。若いころより障害者運動の経験あり。
	彦根市身体障害者更生会	岸田 清次	滋賀県障害者福祉センター評議員 滋賀県障害者スポーツ協会評議員・障害者スポーツ指導員 彦根市身体障害者更生会会長 上記に所属しており常に障害者に接する機会も多く声を聴く機会がある。（現民生委員・児童委員）
	彦根市精神障害者家族会	川並 正幸	-
	多賀町手をつなぐ育成会	柴田 勝義	-
湖北地域	長浜市身体障害者相談員	酒井 なつ	重度障害者の差別問題
	(社福) ぼてとファーム事業団	佐野 武和	障害当事者として差別を許さない姿勢を持ち続けてきました。
	米原市聴覚障害者協会	田邊 理恵子	-
	長浜市手をつなぐ育成会	(氏名非公表)	長浜市手をつなぐ育成会
高島地域	高島市	松本 良平	育成会の役員に長く携わっているので、知的障がいについては広く浅く知識はあるつもりです。
	高島市	谷口 まゆみ	前民生委員3期、現福祉法人に勤務、借侶